

公募型プロポーザルの公告

定期船「とびしま」乗船券販売システム機器更新委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年8月4日

酒田市長 丸山 至

1 業務の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名称 | 定期船「とびしま」乗船券販売システム機器更新委託 |
| (2) 業務内容 | 定期船「とびしま」の運航業務において、発券・精算処理など多くの工程を要する旅客船窓口業務の課題に対応し、窓口業務の効率化、混雑の改善、乗船客のスムーズな手続き運用の実現を可能とするシステム機器を新たに導入すること。 |
| (3) 契約方法 | 公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、本市と受注者との間で委託契約を締結するものとする。 |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和6年3月31日まで |

2 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 酒田市内に本社又は支社若しくは営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日以後に、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示第580号）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (4) 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ① 酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿（令和5・6年度）において、業種コード6「OA機器・情報処理」細目コード1「OA機器・OA機器関連用品」または、業種コード6「OA機器・情報処理」細目コード2「情報処理」のいずれかに登録されていること。
 - ② 指名競争入札参加者登録簿（令和5・6年度）に未登録の方は、参加表明書の提出時まで、上記ア)の条件を満たす資格について、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。
- (5) 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1項第1号の規定に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 参加手続

本業務の企画提案に参加しようとする者は、「定期船「とびしま」乗船券販売システム機器更新委託プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）7に定めるところにより必要書類を提出すること。

4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領 9 に定めるところにより必要書類を提出すること。

5 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領 11 に定めるところにより審査し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。

6 その他

その他詳細は、実施要領に定めるところによる。実施要領及び各種提出様式は、酒田市ホームページ (<http://www.city.sakata.lg.jp/>) に掲載する。